

# 関島社会保険労務士事務所便り

2015 年  
8月号

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町 2 - 7 - 12

電話：03-3609-7668

HP：<http://www.srseki.info>



（ハイビスカス）

## 国交省 社会保険未加入建設業者3万9千件指導 来年以降許可更新を迎える業者は今秋から指導

### ◆平成24年11月からの指導結果公表

建設業においては健康保険・厚生年金保険・雇用保険（以下「社会保険等」）に未加入企業が多数存在し、いざというときに公的保障が受けられず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する事業者ほど競争上不利になるという矛盾した状況が生じています。

そのため、国交省は平成24年11月から、建設業の許可申請、経営事項審査の申請や事業所への立入調査による未加入事業所への指導を繰り広げ、平成27年3月までの中間結果を6月23日に発表しました。

### ◆加入確認ができるまで追跡

建設業の許可申請等31万413件中、社会保険等加入済み建設業者は27万1,236件（既加入率87.4%）でした。

未加入事業所は3万9,177件で、原則2回の加入指導に従わなかった建設業者を厚生労働省保険担当部局に通報した件数は、1万8,080件（通報率46.1%）。3万9,177件の指導件数のうち、一定の猶予期間を経過していないなどの理由で加入の確認ができない建設業者は7,387件（18.9%）となっており、加入確認ができるまで追跡するとしています。

### ◆平成29年度までに100%加入目指す

国交省や都道府県では、建設業法に基づく建設業者で、社会保険等未加入業者を対象に、建設業許可更新時の指導、公共事業からの排除、ゼネコン下請からの排除等を行い、平成29年度までには、社会保険等の加入率を100%とすることを目指しています。

### ◆今秋から平成28年以降更新業者を指導

国交省は、平成26年8月から、国が行う直轄工事において発注部局が元請業者及び下請代金の総額が3,000万円以上の工事におけるすべての下請業者の加入状況を確認し、未加入の場合は加入指導を実施。

平成27年4月からは、下請金額の総額にかかわらず、すべての工事に対象範囲を拡大しています。

さらに、平成27年秋以降は、現在許可更新時に行っている加入指導について、平成28年1月以降に更新期間を迎える建設業者に対し、前倒しで指導を行うことにしています。



# 障害年金の支給 地域差是正へ

## 不支給割合、大分県は栃木県の6倍

病気やケガで障害を負った人に対する「障害基礎年金」を支給するかどうかの判定については、以前から地域差が甚だしいことが指摘されてきました。

障害基礎年金の認定は、都道府県ごとにある日本年金機構の事務センターが実施。委託した認定医が、申請者の主治医が記載した診断書をもとに判定していますが、とくに精神・知的障害の認定方法が地域によって著しく異なります。〇〇県は障害年金の認定が厳しいので、認定されやすい△△県に移住して申請をするということまで行なわれ、地域差解消が望まれていました。

こうしたところから、厚生労働省は、平成26年9月～10月、各都道府県別の障害基礎年金について平成22年度から24年度までの3年分の申請件数と不支給件数等の実態調査を行いました。

その結果、障害基礎年金の認定について著しい地域差があることが明らかになり、3年間に不支給となった割合を都道府県別に見ると、最も高い大分県(不支給率24.4%)は、最も低い栃木県(同4%)の6倍とい

う地域差がありました。とりわけ、障害基礎年金申請件数の66.9%を占める精神障害・知的障害の平成24年度の不支給割合では0%が4県(徳島、岩手、宮崎、秋田)ある一方、兵庫(55.1%)、大分(33.0%)、佐賀(31.0%)、埼玉(28.3%)岡山(22.4%)と著しいバラツキがありました。

そのため、厚労省内に専門家会議を設置し検討してきたもので、今年7月30日、判定する際の統一基準となる指針がまとまりました。

指針では、「通院や服薬」「意思伝達」といった能力などの評価指標に沿い、主治医が申請者の日常生活の困難さを診断書に記載。この結果に応じて認定する障害等級の目安を明記しています。

指針の運用開始は来年1月以降になる予定です。

なお、障害厚生年金についての判定は、日本年金機構が一括して行っており、地域差は生じないと言われています。

障害基礎年金の不支給割合  
平成22年度～24年度

精神障害・知的障害  
平成24年度

	都道府県	障害基礎年金の不支給割合			精神障害・知的障害		
		決定件数	不支給件数	不支給割合	決定件数	等級非該当件数	等級非該当割合
少ない5県	栃木	1,425	56	4.0%	136	2	1.5%
	新潟	1,825	96	5.2%	108	4	3.7%
	宮城	1,706	97	5.7%	98	3	3.1%
	長野	2,030	118	5.8%	98	1	1.0%
	徳島	684	43	6.2%	90	0	0.0%
首都圏	神奈川	6,312	455	7.2%	121	7	5.8%
	東京	7,700	797	10.3%	72	6	8.3%
	千葉	4,629	565	12.2%	105	20	19.0%
	埼玉	4,671	759	16.3%	99	28	28.3%
多い5県	山口	1,226	260	21.2%	94	16	17.0%
	兵庫	4,265	957	22.4%	99	55	55.6%
	佐賀	808	185	22.9%	113	35	31.0%
	茨城	1,988	462	23.2%	143	29	20.3%
	大分	1,058	258	24.4%	112	37	33.0%
全国の総計		99,021	12,339	12.5%	4,013	484	12.1%

# 正規雇用転換促進助成金

国から50万円 都から50万円 計100万円

東京都ではパートや契約社員、派遣労働者の方といった非正規労働者の正規雇用化を支援するため、国と連携し、国のキャリアアップ助成金（正規雇用と転換コース）に上乘せして助成金を支給しています。

- ア 平成27年4月1日以降に、転換等された日から継続雇用して6か月を超える労働者であること。
- イ 東京都内で転換等された労働者であること。

## 都の助成金の支給要件

- ①東京労働局管内に雇用保険適用事業所があること。
- ②有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用し、ハローワークより当該労働者についてキャリアアップ助成金（正規雇用等転換コース）の支給申請後2か月以内に東京都（産業労働局雇用就業部正規雇用対策推進担当＝都庁第一本庁舎31階北側）に申請する。
- ③対象となる有期契約労働者等とは、

## 申請の方法

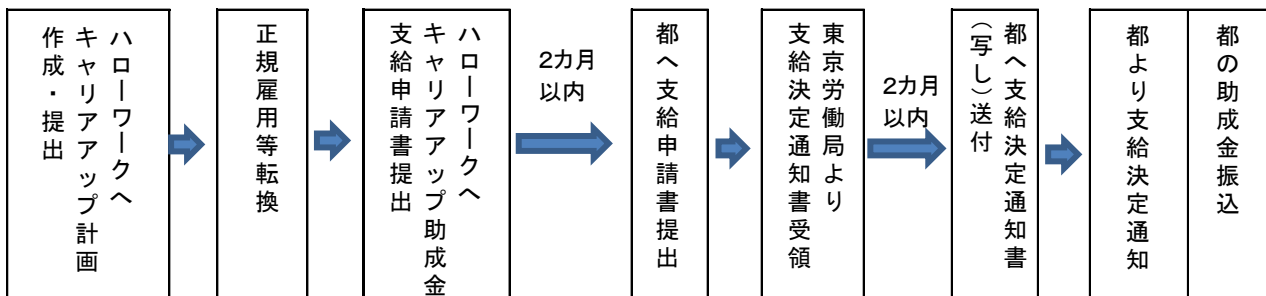
次の書類を用意して持参する。（郵送の場合は簡易書留）

- ・支給申請書
- ・誓約書
- ・雇用契約書又は労働条件通知書の写し
- ・キャリアアップ助成金申請書の写し
- ・事務所一覧
- ・口座情報登録依頼書
- ・印鑑証明書 ・都税納税証明書
- ・会社概要がわかるもの（登記簿謄本等）

## 助成金支給金額

区 分	助成金額(中小企業主)		
	国	都	合計
有期契約労働者等から正規雇用労働者への転換又は直接雇用	50万円	50万円	100万円
有期契約労働者等から無期雇用労働者への転換又は直接雇用	20万円	20万円	40万円
無期契約労働者等から正規雇用労働者への転換又は直接雇用	30万円	30万円	60万円

## 助成金の手続き



### ●障害年金の不服申立が10年前の3.5倍に

障害年金に関する不服申立の審理件数（一審段階）が、2014年度は6,474件となり、10年前に比べて約3.5倍となった。二審段階でも10年間で4.4倍と増えている。急増の背景には、日本年金機構の不透明な判定で納得できない人が増えていることや、判定の厳格化があるとみられる。（7月26日）

### ●「健康経営アドバイザー」の資格を創設

政府は、来年度から「健康経営アドバイザー」の資格を創設する。中小企業診断士や社会保険労務士などを対象として、社員の健康対策や企業経営の実態に関する講座を開催し、試験の合格者に資格が与えられる。資格者は全国の商工会議所を通じて企業に派遣される。また、社員の健康確保に積極的な中小企業を「健康経営優良企業」として認定し、優遇策を設ける制度も検討している。（7月26日）

### ●成年後見 郵便開封や火葬手続きが可能に

自民、公明両党は、成年後見制度の改善を柱とした議員立法をまとめた。現在は法的に認められていない郵便物の開封や被後見人の死後の火葬手続きなどを、後見人が代行することを認める内容で今国会への提出を目指す。また、両党は、首相をトップとする「成年後見制度利用促進会議」を創設し、制度改善の方向性を示す基本計画について、法律の施行から2年以内に策定することも求めた。（7月25日）

### ●育児・介護休業法「里親の育休取得」可能に

厚生労働省の研究会が、特別養子縁組を結ぶ里親が育児休業を取得することを認める報告書を7月末にもまとめる。現行民法においては、特別養子縁組の場合、最初に半年以上の「試験養育期間」を経ることが義務付けられているため、0歳の養子の里親は半年以上法律上の親となれず、育児休暇の権利を得ることができない。同省は来年の通常国会に育児・介護休業法の改正案を提出する方針。（7月24日）

### ●大学の講座受講に補助金を支給へ

厚生労働省は、大学の社会人向け講座に補助金を支給する方針を明らかにした。中小企業の幹部人材育成や女性の再就職を支援するねらい。労働政策審議会で対象講座の選定を行い、来年4月から対象講座の受講費用に対して最大6割を支給する見通し。（7月23日）

### ●「キャリアアップ助成金」を拡充へ

政府は、来年度からキャリアアップ助成金を拡充する方針を明らかにした。「正規雇用等転

換コース」については来年度から恒久化し、増額も検討する。また、現在6種あるコースの整理・統合を実施する。

厚生労働省の新年度予算概算要求において、職場定着支援助成金の拡充等と併せて「正社員転換・雇用管理改善プロジェクト」（仮称）として打ち出す考え。（7月19日）

### ●労働関連団体が「ブラック求人」対策を要請

ハローワークの求人票に記載された勤務条件が実態と大きく異なる「ブラック求人」について、NPO法人POSSEらは厚生労働省に対して、監視や取締りの強化、ペナルティを設けるなどの対策をとるよう要請を行った。2014年度の求人票について、全国のハローワークに寄せられた苦情や相談は前年より3割増の1万2,252件に上っている。（7月14日）

### ●介護休業の分割取得を可能に

厚生労働省の専門研究会が、短期間の介護休業を分割して複数回取得できるようにする提言などを盛り込んだ報告書の素案をまとめた。今年8月をめどに最終報告を示し、早ければ来年度の通常国会に育児・介護休業法改正案を提出する考え。（7月10日）

### ●トヨタが配偶者手当を廃止へ

トヨタ自動車の労使が「家族手当」を大幅に見直すことで大筋合意したことがわかった。月額約2万円の専業主婦（夫）らの分を廃止する一方、子どもの分をおおむね4倍に増額。これにより子どもが2人以上いる社員は手当が増えるが、妻が専業主婦などで子がない場合は減る。全体の支払額は変わらない見通し。女性に就労を促して子育ても支援する国の政策に対応する形。（7月7日）

### ●改正不正競争防止法が成立

企業秘密の侵害に対する厳罰化等を柱とする改正不正競争防止法が、参院本会議で可決・成立した。罰金額が引き上げられるほか、企業からの被害届がなくても捜査・告訴できるようになり、不正に持ち出そうとしただけでも未遂罪として立件できるようになる。また、裁判での主要な立証責任が原告側から被告側に移る。6カ月以内に施行される予定。（7月3日）

